

(参考2) 復興財源確保法案(仮称)の骨子(イメージ)

1. 趣旨

東日本大震災からの復興を図るために集中復興期間(平成23年度から平成27年度までの期間)において実施する施策に必要な財源を確保するため、税外収入に係る措置及び復興特別税の創設のほか、公債の発行に関する措置等を定める。

2. 税外収入に係る措置

- (1) 財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができる。
- (2) 日本たばこ産業株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替をする。
- (3) 東京地下鉄株式会社の株式の所要数を国債整理基金特別会計に所属替をする。

3. 復興特別所得税

- (1) 所得税額に対して4%の時限的な付加税を創設する。
- (2) 付加税は、平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。
- (3) 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。

4. 復興特別法人税

- (1) 法人税額に対して10%の時限的な付加税を創設する。
- (2) 付加税は、平成24年度から平成26年度までの措置とする。
- (3) 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。

5. 復興特別たばこ税

- (1) たばこ 1 本に対し 1 円の臨時特別税を創設する。
- (2) 平成 24 年 10 月から平成 34 年 9 月までの措置とする。
- (3) 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。

6. 復興債の発行等

- (1) 東日本大震災からの復興に要する費用の財源については、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債（復興債）を発行することができる。
- (2) 平成 23 年度 1 次補正予算において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができる。
- (3) 発行期間は、集中復興期間の 5 年間とする。
- (4) 復興債は、平成 34 年度までの間に償還する。

7. 更なる税外収入の確保

日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努めることなど平成 23 年 9 月 28 日政府・与党合意（1, 2, 4 及び 5）の条文化

8. その他

- (1) 日本たばこ産業株式会社法の株式の保有義務割合の変更（ $1/2$ 以上 ⇒ $1/3$ 超）
- (2) 財政投融資特別会計財政融資資金勘定の健全な運営を確保するために必要な措置の創設

上記は、現時点における法案の骨子のイメージであり、今後、法制局審査の過程で、構成、用語等の変更がありうる。また、地方税に関する税制措置についても、別途、法案を準備している。